

平成 22 年 1 月 29 日

南筑後農業協同組合

## 金融円滑化に向けた取組みについて

J A みなみ筑後（代表理事組合長 徳永 重遠）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当 J A では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

### 記

#### 1 金融円滑化にかかる基本方針（別添）

#### 2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当 J A は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （ 1 ）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （ 2 ）お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （ 3 ）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

### 3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

#### お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	みやま市瀬高町下庄 774 - 1	金融共済部審査保全課	63-8807
金 融 課	みやま市瀬高町下庄 774 - 1	融資担当者	63-8808
南瀬高支所	みやま市瀬高町太神 1325 - 7	融資担当者	63-2241
大江支所	みやま市瀬高町大江 182 - 8	融資担当者	63-6411
本郷支所	みやま市瀬高町本郷 713	融資担当者	63-2240
東山支所	みやま市瀬高町長田 3351 - 1	融資担当者	63-2111
山川支所	みやま市山川町立山 964	融資担当者	67-1212
二川支所	みやま市高田町濃施 362	融資担当者	22-5721
高田東部支所	みやま市高田町田尻 1567	融資担当者	22-6350
江浦支所	みやま市高田町江浦町 205 - 1	融資担当者	22-6351
開支所	みやま市高田町黒崎開 680 - 1	融資担当者	22-6352
銀水支所	大牟田市大字田隈 772 - 1	融資担当者	56-8900
上内支所	大牟田市大字岩本 2203	融資担当者	58-0106
三池支所	大牟田市大字三池 613 - 2	融資担当者	56-8901
南大牟田支所	大牟田市沖田町 135 - 1	融資担当者	52-5535
玉川支所	大牟田市大字櫛野 1939 - 1	融資担当者	56-8637
唐岬支所	大牟田市大字唐船 6	融資担当者	52-4536

(ご相談受付時間：9時～16時)

相談窓口等に係るご意見・苦情については、総合企画課にてお受けいたします。

- ・ 苦情相談窓口 TEL 63-8802

### 4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上

(別添)

## 金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡみなみ筑後（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応  
(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、責任部署を審査保全課として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 本・支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本・支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性以及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 附則

この方針は、平成22年1月29日から施行する。

以 上